

II 個人別明細書

※										※ 種 別										※ 整 理 番 号																													
⑤										※ 区 分										(受給者番号)																													
①										支 払 住 藤沢市朝日町1番地の1										(個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2																													
②										支 払 受 取 者 所 ふじさわビル401										(役職名)																													
										氏 (フリガナ) フジサワ タロウ										氏 名 藤沢 太郎																													
種 別										支 払 金 額										給与所得控除後の金額 (調整控除後)										所得控除の額の合計額										源泉徴収税額									
給与・賞与										12,000,000										9,900,000										1,689,846										1,069,200									
⑥										③										④										⑤																			
⑨										⑧										⑩										⑪																			
⑩										⑪										⑫										⑬																			
⑬										⑭										⑮										⑯																			
⑰										⑱										⑲										⑳																			
⑳										㉑										㉒										㉓																			
㉔										㉕										㉖										㉗																			
㉘										㉙										㉚										㉛																			
㉜										㉝										㉞										㉟																			
㊱										㊲										㊳										㊴																			
㊵										㊶										㊷										㊸																			
㊹										㊺										㊻										㊼																			
㊽										㊾										㊿										㊿																			
支 払 者										個人番号又は法人番号										住所(居所)又は所在地										氏名又は名称																			
										1 2 3 4 5 6 1 7 5 9 1 6 2										神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 朝日町ビル内										株式会社 藤沢製鉄所 (電話) 0466-25-1111																			

老人控除対象配偶者	昭和28年1月1日以前生まれ(70歳以上)の控除対象配偶者
本人未成年者	平成17年1月3日以降生まれの人
特定扶養親族	平成12年1月2日~平成16年1月1日生まれ(19~23歳)の配偶者以外の扶養親族
16歳未満扶養親族	平成19年1月2日以降生まれの扶養親族

記載要領及び記載にあたっての留意点

番号	項目	確認・記載すべき事項
①	年度	必ず年度を確認してください。年度によって様式が異なります。
②	支払を受ける者	【住所】令和5年1月1日現在の住所(アパートやマンション名も)を記載。 【個人番号】給与の支払いを受ける方の個人番号を記載。 【フリガナ・氏名】住民登録されているフリガナ・氏名を記載。

③	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	<p>支払金額に応じて次の表により求めた給与所得控除後の給与等の金額を記載してください。</p> <p>なお、所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記載してください。</p> <p>※所得金額調整控除については、⑩を参照してください。</p> <table border="1" data-bbox="608 264 1485 678"> <thead> <tr> <th>収入金額 (A)</th> <th>所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>550,999円以下</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>551,000円～1,618,999円</td> <td>(A) - 550,000円</td> </tr> <tr> <td>1,619,000円～1,619,999円</td> <td>1,069,000円</td> </tr> <tr> <td>1,620,000円～1,621,999円</td> <td>1,070,000円</td> </tr> <tr> <td>1,622,000円～1,623,999円</td> <td>1,072,000円</td> </tr> <tr> <td>1,624,000円～1,627,999円</td> <td>1,074,000円</td> </tr> <tr> <td>※1,628,000円～1,799,999円</td> <td>(A) × 0.6 + 100,000円</td> </tr> <tr> <td>※1,800,000円～3,599,999円</td> <td>(A) × 0.7 - 80,000円</td> </tr> <tr> <td>※3,600,000円～6,599,999円</td> <td>(A) × 0.8 - 440,000円</td> </tr> <tr> <td>6,600,000円～8,499,999円</td> <td>(A) × 0.9 - 1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>8,500,000円以上</td> <td>(A) - 1,950,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※収入金額 (A) = { $\frac{\text{収入金額}}{4,000}$ (小数点第1位以下切捨て) } × 4,000</p>	収入金額 (A)	所得金額	550,999円以下	0円	551,000円～1,618,999円	(A) - 550,000円	1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	※1,628,000円～1,799,999円	(A) × 0.6 + 100,000円	※1,800,000円～3,599,999円	(A) × 0.7 - 80,000円	※3,600,000円～6,599,999円	(A) × 0.8 - 440,000円	6,600,000円～8,499,999円	(A) × 0.9 - 1,100,000円	8,500,000円以上	(A) - 1,950,000円
収入金額 (A)	所得金額																									
550,999円以下	0円																									
551,000円～1,618,999円	(A) - 550,000円																									
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円																									
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円																									
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円																									
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円																									
※1,628,000円～1,799,999円	(A) × 0.6 + 100,000円																									
※1,800,000円～3,599,999円	(A) × 0.7 - 80,000円																									
※3,600,000円～6,599,999円	(A) × 0.8 - 440,000円																									
6,600,000円～8,499,999円	(A) × 0.9 - 1,100,000円																									
8,500,000円以上	(A) - 1,950,000円																									
④	所得控除の額の合計額	③～⑥ (①は欠番) 及び⑩～⑫欄の合計額に基礎控除額 (該当金額) を加えた金額を記載。																								
⑤	源泉徴収税額	所得税と復興特別所得税の合計額を記載。(100円未満切り捨て) *復興特別所得税…所得税額に2.1%をかけた金額。																								
⑥	(源泉)控除対象配偶者の有無等	<p>【有】欄…主たる給与等において、支払を受ける方が年末調整の適用を受けている場合で、控除対象配偶者を有しているときは「○」と記載。</p> <p>年末調整の適用を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者を有しているときに「○」と記載。</p> <p>【従有】欄…従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有している場合には「○」と記載。</p> <p>【老人】欄…控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には「○」と記載。</p>																								
	配偶者 (特別) 控除の額	配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載してください。																								
⑦	(源泉・特別) 控除対象配偶者	<p>控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名・フリガナ及び個人番号を記載 (年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者の氏名及び個人番号を記載)</p> <p>※ 記載方法について、注1・2 (5ページ下部) も併せて参照。</p> <p>※ 控除対象配偶者の欄は、年の途中で退職した受給者に交付する源泉徴収票にも記載する必要がありますので、ご注意ください。</p>																								
	配偶者の合計所得	<p>控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を記載。</p> <p>なお、年の途中で退職した方で、源泉控除対象配偶者を有している方は、源泉控除対象配偶者の「所得の見積額」を記載。</p>																								
⑧	控除対象扶養親族の数	<p>配偶者以外の控除対象扶養親族の人数を記載。</p> <p>特定扶養親族 (平成12年1月2日～平成16年1月1日生まれ (19歳以上～23歳未満) の配偶者以外の扶養親族) に該当するものは③欄、老人扶養親族 (昭和28年1月1日以前生まれ (70歳以上) の配偶者以外の扶養親族) に該当するものは①欄 (そのうち同居老親等は④欄にも)、その他扶養親族 (16歳未満の扶養親族 (平成19年1月2日以降生まれ) を除く) は①欄に記載。</p>																								
⑨	非居住者である親族の数	<p>配偶者控除の対象となる配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、非居住者 (注2…5ページ下部参照) がいる場合には、その人数を記載。</p>																								
⑩	社会保険料等の金額	<p>給与等を支払う際にその給与等から控除した社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額の合計額を記載してください。</p> <p>(注) 1. 中途就職者について、その就職前にほかの支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、その給与等から控除した社会保険料等の金額を含みます。2. 小規模企業共済等掛金 (※) の額については、これを内書してください。(上段: 小規模企業共済等掛金額、下段: 小規模企業共済等掛金額を含めた社会保険料等の合計額)</p> <p>※小規模企業共済等掛金には、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、並びに条例の規定により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金を含みます。</p> <table border="1" data-bbox="1187 2024 1481 2132"> <thead> <tr> <th colspan="2">社会保険料等の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑩内</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>939,846</td> </tr> </tbody> </table>	社会保険料等の金額		⑩内	千円		30,000		939,846																
社会保険料等の金額																										
⑩内	千円																									
	30,000																									
	939,846																									

⑪	住宅借入金等特別控除の額	算出所得税額から控除する住宅借入金等特別控除額を記載。																						
⑫	摘要	<p>1 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載。この場合、氏名の前には括弧書きの数字を付し、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。 また、この欄に記載される控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が次に該当する場合には、それぞれ次の内容を記載。 (1) 16歳未満の扶養親族の場合…氏名の後に「(年少)」と記載。 (2) 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が非居住者の場合…氏名の後に「(非居住者)」と記載。 ※扶養親族の個人番号については、この欄に記載せず、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」の欄に記載(⑫参照)。</p> <p>2 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)を有する方で、その同一生計配偶者が、障がい者、特別障がい者又は同居特別障がい者に該当する場合には、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載(例 「氏名(同配)」)。 非居住者である場合には氏名の後に「(非居住者)」と記載。</p> <p>3 年の途中で就職した方について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には以下の3点を記載。 ・他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した所得税及び復興特別所得税の合計額、給与等から控除した社会保険料の金額 ・他の支払者の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称 ・他の支払者のもとを退職した年月日 (複数ある場合は支払者ごとにすべて記入)</p> <p>4 租税条約に基づいて源泉所得税額の免除を受ける方については、「〇〇条約〇〇条該当」と赤書き。</p> <p>5 普通徴収とする場合は、【普通徴収切替理由書「該当する符号(普通徴収とする理由)の人数欄に内訳を記載】を添付し、普通徴収切替理由書の該当する符号を明記。</p>																						
⑬	㊦～㊨ 生命保険料の金額の内訳	「㊦ 生命保険料の控除額」の金額に係る、その年中に支払った各金額をそれぞれ記載。																						
⑭	㊩ 旧長期損害保険料の金額	「㊩ 地震保険料の控除額」の金額のうち旧長期損害保険料の金額に係る控除額が含まれる場合は、その年中に支払った金額を記載。																						
⑮	所得金額調整控除額	<p>所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記載。 給与等の収入金額が850万円を超え、次の1～3のいずれかに該当する方が対象。</p> <ol style="list-style-type: none"> 本人が特別障がい者である 23歳未満の扶養親族を有する 特別障がい者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する <p>〈所得金額調整控除算出方法〉 (給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10% ※該当する要件に応じて「(摘要)」欄に記載してください。</p> <table border="1" data-bbox="606 1545 1484 1769"> <thead> <tr> <th>要件</th> <th>記載方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人が特別障がい者</td> <td>記載不要</td> </tr> <tr> <td>同一生計配偶者が特別障がい者</td> <td>同一生計配偶者の氏名(同配)</td> </tr> <tr> <td>扶養親族が特別障がい者</td> <td rowspan="2">扶養親族の氏名(調整)</td> </tr> <tr> <td>扶養親族が年齢23歳未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、上記「同一生計配偶者」又は「扶養親族」の氏名が、「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄、「16歳未満の扶養親族」欄に記載されている場合は、記載を省略できます。</p>	要件	記載方法	本人が特別障がい者	記載不要	同一生計配偶者が特別障がい者	同一生計配偶者の氏名(同配)	扶養親族が特別障がい者	扶養親族の氏名(調整)	扶養親族が年齢23歳未満													
要件	記載方法																							
本人が特別障がい者	記載不要																							
同一生計配偶者が特別障がい者	同一生計配偶者の氏名(同配)																							
扶養親族が特別障がい者	扶養親族の氏名(調整)																							
扶養親族が年齢23歳未満																								
⑯	基礎控除の額	<p>基礎控除の額は、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記。</p> <table border="1" data-bbox="606 1915 1484 2116"> <thead> <tr> <th colspan="2">給与所得者の基礎控除申告書</th> <th rowspan="2">基礎控除の額</th> <th rowspan="2">記載方法</th> </tr> <tr> <th colspan="2">合計所得金額の見積額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">2,400万円以下</td> <td>48万円</td> <td>記載不要</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超</td> <td>2,450万円以下</td> <td>32万円</td> <td>320,000</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超</td> <td>2,500万円以下</td> <td>16万円</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td></td> <td>なし</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	給与所得者の基礎控除申告書		基礎控除の額	記載方法	合計所得金額の見積額		2,400万円以下		48万円	記載不要	2,400万円超	2,450万円以下	32万円	320,000	2,450万円超	2,500万円以下	16万円	160,000	2,500万円超		なし	0
給与所得者の基礎控除申告書		基礎控除の額	記載方法																					
合計所得金額の見積額																								
2,400万円以下		48万円	記載不要																					
2,400万円超	2,450万円以下	32万円	320,000																					
2,450万円超	2,500万円以下	16万円	160,000																					
2,500万円超		なし	0																					

⑰	住宅借入金等特別控除適用数	年末調整の際に住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数を記載。なお、適用数が3以上のときには、摘要欄に記載。
⑱	居住開始年月日（1回目、2回目）	居住開始年月日は和暦で年、月、日を分けて記載。
⑲	住宅借入金等特別控除区分（1回目、2回目）	適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記載。 住…一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築を含む） 認…認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合 増…特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合 震…東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年～令和4年12月31日までの間に新築や購入、増改築をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規程の適用を選択した場合 また、当該住宅の取得や増改築が特定取得等に該当する場合は「住(特)」「認(特)」「増(特)」等と記載（特別特定取得は（特特）、特例特別特例取得は（特特特））。 ※詳細につきましては、国税庁の手引きをご参照ください。
⑳	控除対象扶養親族	扶養控除の対象となる扶養親族の氏名・フリガナ及び個人番号を記載。 ※ 記載方法について、注1・注2（5ページ下部）も併せて参照。 ※ 控除対象扶養親族の欄は、年の中途中で退職した受給者に交付する源泉徴収票にも記載する必要がありますので、ご注意ください。
㉑	16歳未満の扶養親族	16歳未満の扶養親族の氏名・フリガナ及び個人番号を記載。 ※ 記載方法について、注1・注2（5ページ下部）も併せて参照。 ※ 16歳未満の扶養親族の欄は、年の中途中で退職した受給者に交付する源泉徴収票にも記載する必要がありますので、ご注意ください。
㉒	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号 5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号	扶養親族がそれぞれ5人以上いる場合には、5人目以降の扶養親族の個人番号を記載。この場合、個人番号の前には「摘要」の欄において氏名の前に記載した括弧書きの数字を記載し、「摘要」の欄に記載した氏名と対応関係が分かるようにしてください。
㉓	寡婦・ひとり親	各欄について受給者が該当する事項がある場合に○を記載してください。 【ひとり親】次の①～③を満たす者 ①その者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされており、総所得金額等が48万円以下の者。）を有すること。 ②合計所得金額が500万円以下であること。 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者（例えば、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」と記載がある者。）がいないこと。 【寡婦】（1）（2）のうち、ひとり親に該当しない者です。 （1）夫と離婚した後、婚姻をしていない者で、次の①～③を満たす者 ①扶養親族を有すること（子以外）。 ②合計所得金額が500万円以下であること。 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。 （2）夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない一定の者のうち、次の①②を満たす者 ①合計所得金額が500万円以下であること。 ②事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。
㉔	中途就・退職 受給者生年月日	【中途就・退職】欄については、就職・退職欄の該当する方に○を記載し、就職日及び退職日を記載。 【受給者生年月日】欄については、必ず記載してください。 ※受給者の生年月日の元号を漢字で記載してください（「平成」等）。
㉕	支払者	支払をする方の個人番号又は法人番号を記載。 個人番号を記載する場合は、右詰で記載。

注1 給与の支払を受ける者に交付する源泉徴収票には、個人番号又は法人番号は記載しません。

注2 控除対象配偶者や控除対象扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に「○」を記載してください。

※非居住者とは、海外赴任や海外留学等で出国（転出）し、賦課期日（令和5年1月1日）をまたいで、概ね1年以上海外で居住し、日本国内に住所を有しない者のことです。